



福島医発第 1525 号 (地)
平成 28 年 8 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

糸島市公費医療費助成制度の改正について

標記の件につきまして、糸島市より、平成 28 年 10 月 1 日から下記のとおり改正する旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、

- 1) 詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、重度障害者医療につきましては、同市福祉支援課障害者支援係 (092-332-2073)、子ども医療並びにひとり親家庭等医療につきましては、同市子ども課児童手当係 (092-332-2074) までお問い合わせくださいますようお願い致します。
- 2) この措置は、平成 28 年 10 月 1 日診療分からの適用となり、新しい医療証の発行日は平成 28 年 10 月 1 日以降です。
- 3) ひとり親家庭等医療については変更ありません。

記

【糸島市重度障害者医療費支給制度の改正】

区分	自己負担額	医療証色
小学校 就学前		
小学生以上 65 歳未満	通院：月 500 円 (上限) 入院：【一般】 1 日 500 円 (月 10 日限度)	ブルー
65 歳以上	【低所得】 1 日 300 円 (月 10 日限度)	白



区分	自己負担額	医療証色
3 歳未満		
<u>3 歳以上</u> <u>中学生まで</u>	通院：月 500 円 (上限) 入院：【一般】 1 日 500 円 (月 7 日限度) 【低所得】 1 日 300 円 (月 7 日限度)	<u>ピンク</u>
65 歳未満	通院：月 500 円 (上限) 入院：【一般】 1 日 500 円 (月 10 日限度)	ブルー
65 歳以上	【低所得】 1 日 300 円 (月 10 日限度)	白

【糸島市子ども医療費支給制度の改正】

区分	自己負担額	医療証色
0歳～ 小学校 就学前	入院：通院とも自己負担額なし	あさぎ
小学1 ～3年 生	通院：対象外 入院：自己負担額なし	



区分	自己負担額	医療証色
3歳未満	入院：通院とも自己負担額なし	<u>ラベンダー</u>
3歳以上～ 小学校就学前	通院：月 800 円（上限） 入院：1日 500 円 （月 7 日限度）	
小学生	通院：月 1,200 円（上限） 入院：1日 500 円 （月 7 日限度）	
中学生	通院：対象外 入院：1日 500 円 （月 7 日限度）	

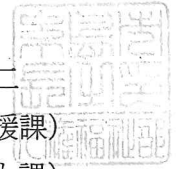
28 糸子第 924 号

平成 28 年 8 月 15 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

糸島市長 月形 祐二
(人権福祉部福祉支援課)
(人権福祉部子ども課)



糸島市公費医療費助成制度の改正について

時下、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、糸島市公費医療費助成制度の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の福岡県公費医療支給制度改正に伴い、糸島市公費医療費助成制度を別添のとおり変更することといたしました。

つきましては、医療機関並びに会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

※この措置は、平成 28 年 10 月 1 日診療分からの適用となります。新しい医療証の発行日は平成 28 年 10 月 1 日以降となっています。

なお、ひとり親家庭等医療については変更ありません。

【問合せ先】

糸島市役所

【重度障害者医療】

福祉支援課 障害者支援係

TEL 092-332-2073

【子ども医療】

【ひとり親家庭等医療】

子ども課 児童手当係

TEL 092-332-2074



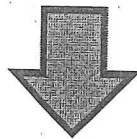
糸島市重度障害者医療費支給制度の改正について

平成28年10月1日から下表のとおり改正されます。

●現行(平成28年9月30日まで)

区分	自己負担額	医療証色
小学校 就学前	通院: 月500円(上限) 入院: (一般)1日500円(月10日限度) 入院: (低所得)1日300円(月10日限度)	
小学生以上 65歳未満		ブルー
65歳以上		白

※精神病床入院に係る費用は助成対象外



●改正(平成28年10月1日から)

	自己負担額	医療証色
3歳未満	通院: 月500円(上限) 入院: (一般)1日500円(月7日限度) 入院: (低所得)1日300円(月7日限度)	
3歳以上 中学生まで		ピンク
65歳未満		ブルー
65歳以上	通院: 月500円(上限) 入院: (一般)1日500円(月10日限度) 入院: (低所得)1日300円(月10日限度)	白

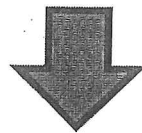
※中学生までは精神病床入院に係る費用を助成

糸島市子ども医療費支給制度の改正について

平成28年10月1日から下表のとおり改正されます。

●現行(平成28年9月30日まで)

区分	自己負担額	医療証色
0歳～ 小学校就学前	入院:通院とも自己負担額なし	あさぎ
小学1～3年生	通院:対象外 入院:自己負担額なし	



●改正(平成28年10月1日から)

	自己負担額	医療証色
3歳未満	入院・通院とも自己負担額なし	ラベンダー
3歳以上～ 小学校就学前	通院:月800円(上限) 入院:1日500円(月7日限度)	
小学生	通院:月1,200円(上限) 入院:1日500円(月7日限度)	
中学生	通院:対象外 入院:1日500円(月7日限度)	

※3歳以上には所得制限があります。所得超過の対象者には医療証を交付していません。